

(経過的处理(1)…廃止前の「東日本大震災に関する諸費用の所得税の取扱いについて」通達等の適用)

この法令解釈通達の日付の前日に生じた災害(この法令解釈通達による廃止前の平成 23 年 6 月 6 日付課個 2-14 ほかに 1 課共同「東日本大震災に関する諸費用の所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)(経過的处理(2)において「旧東日本大震災費用通達」という。)の 1 (1)又は当該廃止前の平成 28 年 7 月 26 日付課個 2-31 ほかに 1 課共同「平成 28 年熊本地震に関する諸費用の所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)(経過的处理(2)において「旧熊本地震費用通達」という。)の 1 (1)に定める災害をいう。)に係る災害損失特別勘定への繰入額の必要経費算入等については、なお、従前の例による。

(経過的处理(2)…災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書等の様式)

経過的处理(1)にかかわらず、この法令解釈通達の日付の日以後に確定申告書、修正申告書若しくは更正の請求書に添付し、又は提出する次に掲げる明細書又は申請書の様式については、これらの様式のほか、当該明細書又は申請書の区分に応じ、次に定める付表の書式(これに準ずる書式を含む。)に所要の読替えをしたものによることができるものとする。

- (1) 旧東日本大震災費用通達の別紙様式 1 又は旧熊本地震費用通達の別紙様式 1 様式通達別冊(平成 12 年 11 月 15 日付課所 6-51 ほかに 9 課共同「『個人課税事務提要(様式編 I)』の制定について」(法令解釈通達)をいう。以下経過的处理(2)において同じ。)の個⑥117「災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書」
- (2) 旧東日本大震災費用通達の別紙様式 2 又は旧熊本地震費用通達の別紙様式 2 様式通達別冊の個⑥118「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」
- (3) 旧東日本大震災費用通達の別紙様式 3 又は旧熊本地震費用通達の別紙様式 3 様式通達別冊の個④069「災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書」